

教室をご利用の皆様

就学援助受給世帯の教室受講料減免措置について

日頃より、本財団事業にご参加をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本財団の自主事業（教室等）は、藤沢市の就学援助制度に認定された受給世帯様を対象に教室受講料において減免措置をしているものがございます。

この度、就学援助受給世帯様における教室受講料の減免につきまして、令和6年4月1日（月）より、改めまして以下の通りのお手続きとなりますことをご承知おきくださいますようお願いを申し上げます。

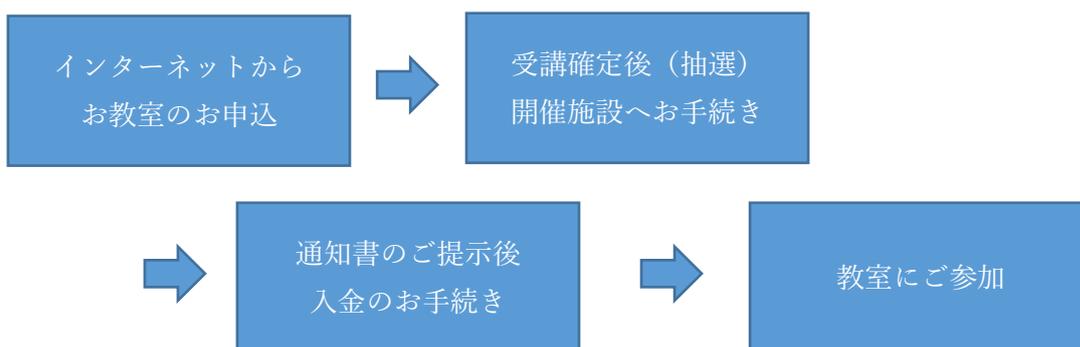
記

教室受講料の減免を受けるには、教室開催同年度発行の「就学援助認定通知書」及び「支払い通知書」をご提示していただきます。なお、通知書の紛失などによりご提示いただけない場合は、減免いたしかねますのでご注意ください。

また、教室開催期間中にご提示いただいた際は、減免額を返金させていただきますので事前に担当施設までお申し出ください。教室開催終了後においては対応いたしかねますのでご注意ください。

同年度発行の認定通知が届く前に終了する教室（4月～7月開催）については、通知書が届きましたら7月末までに開催施設へご提示ください。減免額を返金させていただきます。

【お手続きの流れ】



1. 対象施設

鶴沼運動施設、秋葉台運動施設、秩父宮記念体育館、石名坂温水プール

2. 上記適用の取扱い開始日

2024年4月1日（月）

以上

2024年3月1日（金）

公益財団法人藤沢市みらい創造財団
スポーツ事業課長 矢部 真悟